

糸島市補助金設計書

所管課 健康づくり課

補助金名称	風しん予防接種補助金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	【内規】糸島市風しん予防接種費用助成金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策2_健康・医療の充実

施策①_市民の健康管理体制の充実

1 補助の目的

風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の予防接種を受けた者に対して、その予防接種費用について助成し、妊婦の風しん感染に起因する先天性風疹症候群の発生防止を図る。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

【補助対象者】

次のすべてに該当する者

- 糸島市の住民基本台帳に登録されている者
- 風しん抗体検査を受け、抗体価が低いとして風しんの予防接種を受けた者で次のいずれかに該当する者

- ①妊娠希望者（妊婦を除く）
- ②妊娠希望者妊婦の
ア配偶者（パートナーを含む）
イ同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

風しんの予防接種に要した自己負担費用

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】 10,000 円

【積算根拠ほか】

自己負担額一人につき10,000円を上限、1人1回を限度

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 5 年度 まで